

被災市町村で働いていただける意欲のある方を探しています

現在、被災市町村では、復興事業の本格実施に伴い、職員が大幅に不足している状況にあります。

このことから、総務省では、行政実務等の経験がある皆様のお力を復興に生かしてもらうために、都道府県や各種公社の元職員の方々等の情報を、被災市町村等へ提供する取組である元職員等情報提供制度を行うこととします。

つきましては、被災市町村で任期付職員等として働く意思をお持ちの方は、別添6-4「情報記入票」に必要事項をご記入いただき、勤務されていた都道府県の人事担当課等にお送りくださるようお願いいたします。

ご提供いただいた情報は、被災県・被災市町村に提供させていただき、被災市町村（被災県が採用し、被災市町村へ派遣する場合は被災県）が採用を検討する場合は、被災市町村等から直接、貴台に連絡をさせていただきます。

なお、本制度は、元職員等の情報を被災市町村等へ提供するものであり、被災市町村等における採用を保証又はあっせんするものではありません。情報提供をいただいても、必ずしも採用打診の連絡があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

● 採用までの流れ

- ① 別添6-4「情報記入票」をかつて勤務していた都道府県の人事担当課等へ提供
- ② ご提供いただいた情報を、総務省を通じ、被災県・被災市町村へ提供
(※個人情報保護のため、この段階では、氏名・連絡先等は都道府県の人事担当課等が保管し、総務省には提供されません)
- ③ 被災県から、情報提供元都道府県に、氏名・電話番号等を照会
- ④ 被災市町村等から、貴台に直接、採用選考への応募を打診（勤務条件、選考方法等の提示）
- ⑤ 採用選考への応募を内諾いただける場合、被災市町村等の採用選考に正式応募
- ⑥ 選考のうえ、任期付職員等として採用

● 被災地で必要とされている職種（被災市町村からの職員派遣要望のある職種例）

一般事務、土木、建築、農業土木、保健師・看護師、電気、機械、化学、社会福祉士、栄養士、保育士、埋蔵文化財専門職員等

● 業務内容、勤務条件（給料、諸手当、住居等）

具体的な業務内容、採用時期、任用期間及び勤務条件等については、正式応募前に、被災市町村等との間で調整していただくことになります。

なお、被災市町村等においては、おおむね1年以上の勤務が求められているところです。

● 選考方法

各被災市町村等の定める方法によります（例：書類選考、論文試験、面接試験等）。

また、かつて勤務していた都道府県に、略歴や推薦書の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

● その他

ご提供いただく令和5年度における情報につきましては、令和6年3月末をもって被災市町村等への情報提供を終了させていただきます。